

小平市立小平第五中学校 PTA 規約

第 1 章 総則

第 1 条（名称・事務局） 本会は小平市立小平第五中学校保護者と教職員の会（PTA）と称し、事務局を本校内に置く。

名称：小平市立小平第五中学校 PTA

住所：〒187-0032 東京都小平市小川町 1 丁目 7 9 8

設立：平成 13 年 4 月 26 日

第 2 条（目的） 本会の活動は、学校・家庭・地域社会が互いに連携・協力し、生徒がより良い中学校生活を送れるようにすることとし、あわせて会員の教養の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条（活動） 本会は、第 2 条（目的）を達成するために次の活動を行う。

1. 学校と家庭と地域社会の連携に関すること。
2. 生徒の文化活動、心身の健康ならびに保健衛生に関すること。
3. 生徒の校外指導、災害防止に関すること。
4. 学校環境の整備充実に関すること。
5. 生徒および会員の慶弔に関すること。
6. 私費負担の軽減をはかり公費の充実につとめること。
7. その他本会の目的遂行のために必要と認めること。

第 4 条（方針） 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とする活動を行わない。
2. 生徒の教育ならびに福祉のために活動するほかの団体および機関と協力する。
3. 本会は教育活動を助けるために意見を述べ、参考資料を提供することができる。

第 5 条（会員） 本会の会員は、本校生徒の保護者および教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第2章 会計

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。ただし、その他の収入については、運営委員の承認を必要とする。

第7条 会費は一生徒900円とし、会計の定める方法により原則として一括納入とする。
年度途中の転入会費の納入額については、学期ごとの納入とする。
1学期転入：900円、2学期転入：600円、3学期転入：300円。

※総会にて承認予定

第8条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 本会の予算案の作成は、役員・各委員会の代表1名以上の予算委員会による。ただし、運営委員会が必要と認めた会員と次年度役員候補者も構成員になることができる。

第3章 役員・委員

第11条（役員）

1. 本会は、次の役員を置く。総会において選出する。

会 長	1名（保護者1）
副 会 長	3名（保護者2・副校長）
書 記	3名（保護者2・教職員1）
会 計	3名（保護者2・教職員1）
会計監査	3名（保護者2・教職員1）

2. 小平市立中学校PTA連合会、会長校の年度は役員を増員することが出来る。

第12条（委員） 本会は、次の委員を置く。

1. 学級委員 各学級から1名
2. 厚生委員 各学級から1名
3. 行事委員 各学級から1名
4. 広報/広報誌編集委員 各学級から1名

5. 特別委員 (1) 選考委員 1・2年生の各学級から1名
 (2) 校外委員 各小学校区から2名以上
 (3) その他

第 13 条 原則として役員・委員の兼任は認めない。

第 14 条 (任務) 役員の任務は次のとおりとする

- | | |
|-------|---|
| 会 長 | 本会を代表し、会務を統括する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、保護者選出の副会長は会長不在の場合には、その代理をする。 |
| 書 記 | 本会の議事を記録し、本会運営に必要な庶務を行う。 |
| 会 計 | 本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、収支活動を行うとともに、定期総会にあたって会計監査の監査を得て決算報告をする。 |
| 会計監査 | 会計を監査し、定期総会に報告する。 |

第 15 条 (任期)

1. 役員・委員の任期は定期総会から次年度定期総会までとする。ただし、再任も可能である。
2. 次年度役員は互選会の結果が確定後、総会準備のための活動を始めるものとする。

第 4 章 会議

第 16 条 (会議の種類) 本会は次の会議を設ける。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 学年委員会
5. 学級委員会
6. 厚生委員会
7. 行事委員会
8. 広報/広報誌編集委員会
9. 特別委員会

第 17 条（総会） 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会がある。

1. 定期総会は年度始めに開催し、次のことを行う。

- (1) 新会員の紹介
- (2) 活動報告、決算報告および承認
- (3) 新年度予算の審議、決定
- (4) 新年度役員および会計監査と各委員会委員の承認
- (5) そのほか必要事項の審議決定

2. 総会の定足数は会員の 5 分の 1 以上とする。ただし委任状による出席も認める。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

- (1) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に開く。
- (2) 会長は総会の日時・場所および議題を開催 7 日以前に全会員に通知する。

3. 総会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開くことが出来ないなどの止むを得ない場合には、学校ホームページ等、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことが出来る。

第 18 条（役員会） 役員会は会計監査を除く役員をもって構成し会長がこれを召集する。役員会は、本会の事業について企画・調整し、その他の必要事項について審議する。

第 19 条（運営委員会）

1. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、年 5 回程度開催し、会長がこれを召集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は臨時に開催する。
- (2) 運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 運営委員以外の会員の出席を認めるが、議決権は認めない。ただし、会長の求めに応じて発言することができる。

2. 運営委員会は、役員（会計監査を除く）、各学級委員および厚生委員会・行事委員会・広報/広報誌編集委員会・特別委員会の正副委員長をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 会長および各委員会より提出された議案を審議し決定する。
- (2) 各委員会によって立案された活動計画を審議し承認する。
- (3) 総会に提出する報告書および議案書を作成する。
- (4) 必要ある場合、特別委員会を設ける。

(5) 細則改正を審議し承認する。

3. 運営委員会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開くことが出来ないなどの止むを得ない場合には、学校ホームページ等、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことが出来る。

第 20 条 (学年委員会) 学年委員会は、各学年の役員、学級委員、厚生委員、行事委員、広報/広報誌編集委員、特別委員、学年担当教師で構成し、原則として学期に 1 回開催する。学年内の会員相互の親睦を図り、学年の諸問題について話し合う。各学年の学級委員の中から正副委員長、書記、会計各 1 名を置く。

第 21 条 (学級委員会) 学級委員会は、各学年の学級委員と学年主任で構成し、学級・学年の諸問題について話し合う。各学級委員は次項を行う。

1. 学級から選出された厚生委員・行事委員・広報/広報誌編集委員・選考委員・学級担任と協力し学級の会員の親睦を図る。
2. 学級を代表して運営委員会に出席し、学級から出された会員の意見・希望を取り入れて活動し、連絡調整に当たる。

第 22 条 (厚生委員会) 厚生委員会は、生徒の心身の健康ならびに保健衛生に関する各種行事計画を進行させる。正副委員長、書記、会計各 1 名を置く。

第 23 条 (行事委員会) 行事委員会は、生徒の文化活動に関する学校行事を支援するほか、会員相互の親睦を図り、教養を高めるために、各種 P T A 行事計画を進行させる。正副委員長、書記、会計各 1 名を置く。

第 24 条 (広報/広報誌編集委員会) 広報/広報誌編集委員会は、情報を収集し、会報の発行その他の広報活動について企画運営する。正副委員長、書記、会計各 1 名を置く。

第 25 条 (特別委員会) 本会の活動を進めるために、必要に応じて特別委員会を設けることが出来る。

第 5 章 附則

第 26 条 (規約改正) 本会の規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。また改正案は総会の 7 日以前に全会員に通知するものとする。

第 27 条（施行日） 本規約は、平成 13 年 4 月 26 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部改正施行する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改正施行する。

平成 30 年 5 月 9 日一部改正施行する。

令和 2 年 5 月 8 日一部改正施行する。

令和 2 年 11 月 2 日一部改正施行する。

《 施行細則 》

第 1 章 慶弔規定

第 1 条 会員または生徒に次の事由が生じた場合は、下表の定める給付を行う。

1. 会員および生徒の死亡時（弔慰）
2. 会員および生徒の被災時（見舞）
3. 教職員会員の退職・転出（記念品）

事 由	範 囲	金 額
弔 慰 金	会 員	5,000円
	生 徒	5,000円
見舞金（火災そのほか）	会員の家庭	運営委員会で協議決定
記 念 品	教職員の会員	運営委員会で協議決定

第 2 条 第1条に規定されていない事項で慶弔の生じた場合は運営委員会において協議する。

第 2 章 運用規定

第 3 条（PTA会費）

1. 年度途中での転出会員については原則として納入金は返却しない。
2. 年度途中での転入会員については入会月よりの会費を納入するものとする。

第 4 条（特別委員会） 特別委員会として次の委員会を設ける。

1. 四委員長会
2. 選考委員会
3. 校外委員会
4. 予算委員会

第 5 条（四委員長会） 四委員長会は本部役員と、各学年委員会委員長、厚生・行事・広報/広報誌編集の各委員長で構成し運営委員会に提案する議案を検討する。

第 6 条（選考委員会）

1. 次年度の役員候補を選出するために選考委員会を置く。
2. 各候補者の選出方法はその年度の選考委員会に一任する。ただし、教職員の役員候補の選出については、教職員に一任する。
3. 役員候補は、総会で承認される。
4. 正副委員長、書記、会計各 1 名を置く。
5. 選考委員は、役員候補者から除外される。
6. 立候補者が出揃わない時に抽選を免除される条件として、本部役員を経験した場合は、一家庭につき一度経験で免除される。

第 7 条（校外委員会） 校外委員会は生徒の校外活動を、各小学校の青少年対策地区委員会と連携して支援する。その構成員は各小学校校区から 2 名以上とし、選出を各小学校校区にて行う。

第 8 条（予算委員会）

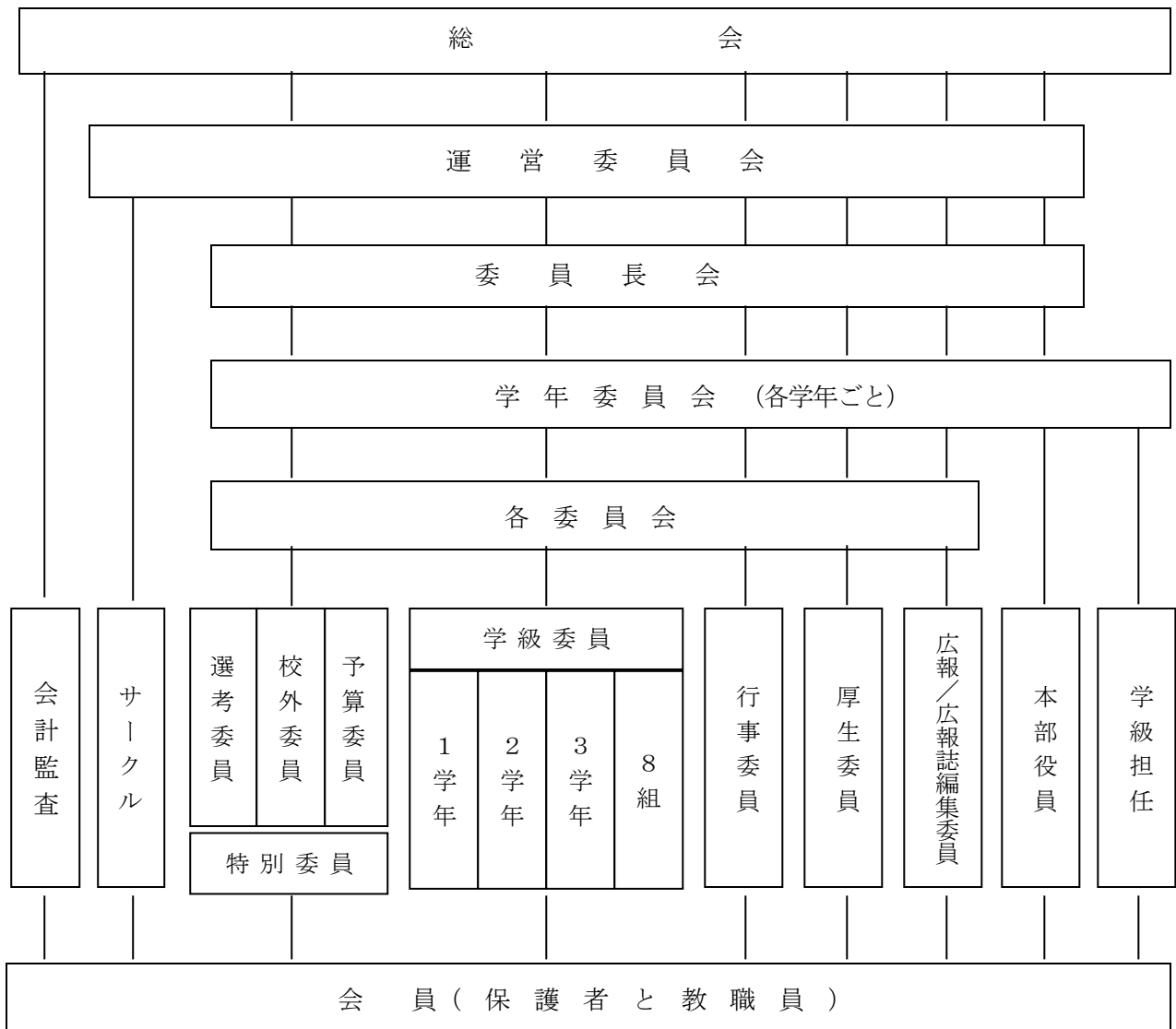
1. 次年度の予算を作成するために予算委員会を設ける。予算委員会は、役員（会計監査を除く）、各委員会・特別委員会の委員長で構成する。
2. 予算委員会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開くことが出来ないなどの止むを得ない場合には、学校ホームページ等、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことが出来る。

※総会にて承認予定

第 9 条（PTAサークル） PTAサークルは会員の文化・厚生・教養の向上を図り、親睦を深める活動をする。5 人以上の会員で構成し、原則として月に 1 回以上活動し、総会および運営委員会で活動報告と活動計画を発表する。新規に発足する場合は運営委員会の承認を必要とする。

附則 （施行日） 平成 13 年 4 月 26 日より施行する。
平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。
平成 24 年 4 月 1 日一部改正施行する。
平成 26 年 5 月 13 日一部改正施行する。
令和 2 年 5 月 8 日一部改正施行する。
令和 2 年 11 月 2 日一部改正施行する。

五 中 P T A 組 織 図



《 小平五中 P T A の関連団体 》

小平市立中学校 P T A 連合会 (略称：市中 P 連)

〈目的〉 小平市立中学校 P T A 相互の連絡を密にし、P T A 共通の問題の解決を図ることを目的とする。

〈活動〉 各校 P T A の情報および意見の交換につとめる。

各校 P T A の親睦のための行事を行う。

関係機関団体との連携につとめる。

教育環境改善のための事業を行う。

その他の本会の目的達成に必要な事業を行う。

〈組織〉 この会は、会の趣旨に賛同する小平市立中学校 P T A で組織する。

現在 P T A のある中学校 (一中、二中、三中、四中、五中、六中、上水中、花小金井南中) で構成される。

〈理事会〉 理事会は、各校 P T A の正・副会長、校長、副校長と会長校の P T A 書記・会計で構成される。